

制限品、除外品目一覧

	チリ→マレーシア	マレーシア→チリ
関税撤廃	①即時、②発効2年目の1月1日に関税撤廃(3分の1ずつ引き下げ)	①即時、②2年目の1月1日(3分の1ずつ引き下げ)、③4年目の1月1日(5分の1ずつ引き下げ)
(品目数)	9,730	7,629
関税引き下げ	関税を5分の1ずつ引き下げ、発効4年目の1月1日に関税率を5%とする。以降、関税率5%を維持。	
(品目数)	525	
(主要品目)	自動車、ゴム製品、合板、ベニヤドパネルその他、鉄鋼製品、アルミニウム製品など	
関税割当	関税割当を設定。割当内の関税率は無税。割当外の関税率は20%。	
(品目数)	4	
(主要品目)	鶏肉	
除外	関税撤廃・引き下げの対象外	同左
(品目数)	138	86
(対象品目)	生きた豚(010391-92) 生きた鶏(01051190、01059419) 豚肉(生鮮、冷凍)(020311-02032100) ミルクおよびクリーム(040110-30) 殻付きの鳥卵(040700) キャベツ(070490) コメ(100610-100640) アルコール飲料(220300-220890) たばこ(240110-240399) 廃油(PCB、PCTまたはPBBを含むもの(271091) 爆薬(360200)、花火(360410-90) プラスチックのくず(391510-90) ゴムのくずならびに粉および粒(400400) 更生・中古タイヤ(401220) 武器および銃砲弾ならびにこれらの部分品および付属品(930111-930700)	小麦およびメスリン(100190) コメ(100610-40) 小麦粉およびメスリン粉(110100) 粗糖(170111-99) その他の糖類(170211-90) ビール、ワイン(220300-220430) ピスコなどスピリッツ(220820) 紙巻たばこ(240220) 花火(360410-90) プラスチックのくず(391510-90) 更正・中古タイヤ(401211-20) 武器および銃砲弾ならびにこれらの部分品および付属品(930111-930700)
総品目数	10,397	7,715

(出所)チリ・マレーシアFTA協定を基に作成